

別 記

様式第 1 号(第 2 条関係)

令和 年 月 日

狭山市長

申請者 住所
屋号・称号・団体名
代表者名

「おりびい」デザイン使用許可申請書

下記のとおりデザインを使用したく、裏面許可条件を遵守いたしますので、許可されるよう申請します。

記

使用目的	
使用商品等	
使用商品数	
備考	

使用する商品の見本(写真等)を必ず添付すること。

(■以下は、記載の必要はありません。)

上記許可申請書に基づき許可してよろしいか伺います。

決裁	部長	次長	課長	主幹	主任	担当	受付	許可	No.
							年 月 日	年 月 日	
摘 要									

(申請書裏面)

「おりぴい」のデザイン使用に係る許可条件

- 1 商品の使用、その宣伝または広告に際しては、「狭山市 七夕の妖精 おりぴい」をその商品、包装、広告等に明示すること。
- 2 第三者が本件デザインを侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに狭山市に連絡すること。
- 3 第三者との係争、審判、訴訟等について、狭山市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 4 使用者は、本件デザインを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、狭山市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 5 狭山市から要請があった場合は、本件デザインの使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- 6 使用者が、本件デザインの使用に際して、故意または過失により狭山市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 7 本件デザインの使用許可を受けた事項を変更する場合は、「おりぴい」デザイン使用許可変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出すること。
- 8 本件デザインを使用する必要がなくなったときは、「おりぴい」デザイン使用許可取消し届（別記様式第5号）を添えて市長に提出すること。
- 9 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、使用者が当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 10 その他本件デザインの使用に関する規程に違反する行為を行わないこと。